

救急医療情報キットを 無料配布します



緊急時や災害時に援護が必要
な方の支援のため、救急医療情
報キットを無料で配布します。
キットは、かかりつけ医や緊急
連絡先、保険証の写し、薬剤情
報提供書の写しなどを入れて冷
蔵庫に保管し、救急時に活用す
るものです。既にキットをお持
ちの方は、必要に応じて情報を
更新しましょう。

▽対象 65歳以上の方、障がい
のある方や健康上不安を抱え
ている方で、緊急時や災害時
に支援を必要とする方

▽申込み・問合せ 高齢者支援
課 高齢者支援係（直通55
8・1953）

6月23日～29日男女共同参画週間

誰もが、職場で、学校で、地
域で、家庭で、それぞれの個性
と能力を発揮できる男女共同参
画社会を実現するためには、政
府や地方公共団体だけでなく、
皆さん一人ひとりの取組が必要
です。この機会に考えてみま
せんか。

▽令和7年度キャッチフレーズ
「誰でも、どこでも、自分ら
しく」

受験生チャレンジ支援 貸付事業

学習塾などの受講費用や高
校、大学などの受験費用に対し、
一定の所得以下の世帯に東京都
が無利子で資金の貸付けを行
います。貸付金は、高校・大学に
入学した場合、手続きすること
で、返済が免除されます。

▽学習塾等受講料貸付金 30万

産前産後期間は国民年金 保険料が免除になります

国民年金第1号被保険者が出
産したときは、出産前後の一定
期間の保険料が免除され、保険
料を納めた期間として将来の年
金額に反映されます。産前産後
期間の保険料を既に納付した方
や、毎年継続して免除・猶予制
度を利用している方も、窓口か
マイナポータル（電子申請）で
届出してください。

※出産：妊娠85日（4か月）以
上の出産（死産、流産、早産
された方を含む）

▽免除期間 産前産後期間（出
産予定日か出産日が属する月
の前月から4か月間）

※多胎妊娠の方は、出産予定日
か出産日が属する月の3か月
前から6か月間

▽対象 国民年金第1号被保険
者で、出産日が平成31年2月
1日以降の方

▽届出時期 出産予定日の6か
月前から届出ができます。出
産後の届出はいつでも可能で
す。

▽持ち物 母子手帳、マイナン
バーか基礎年金番号が確認で
きる書類、運転免許証などの
本人確認書類

▽届出・問合せ 保険年金課年
金係、ねんきん加入者ダイヤ
ル（☎0570・003・0
04）

介護保険負担限度額認定 証の更新

介護保険施設入所やショート
ステイ利用の際、所得状況など
で食費と居住費が減額される認
定証は、毎年8月に更新します。
現在、認定証をお持ちの方には、
更新申請書を6月上旬に送付し

ていますので確認してくださ
い。新たに認定証が必要な方の
申請も受け付けています。

▽対象 市・都民税非課税世帯
の方か生活保護受給の方

※次のいずれかに該当する方は、
対象外です。

●世帯分離した場合でも、配偶
者が課税されている方

●預貯金などの合計額が、一定
金額を超える方

▽対象施設 介護老人福祉施
設、介護老人保健施設、介護
医療院、地域密着型介護老人
福祉施設

▽申請方法 申請書、預金通帳
などの写しを持参の上、窓口
で申請してください。

▽申請・問合せ 高齢者支援課
介護保険係（直通558・1
969）

第15回 あきる野市消防団 消防操法大会結果



6月1日(日)に東京サマーラ
ンド第2駐車場Bで、消防団によ
る消防操法大会が行われました。
▽ポンプ自動車の部(10隊)

●優勝：第4分団第1部

*指揮者：班長 小室和男さん

*1番員：班長 神尾祐太さん

*2番員：班長 木下諒さん

*3番員：班長 大谷精孝さん

*4番員：班長 荻原直樹さん

●準優勝：第2分団第3部

*第3位：第3分団第2部

▽小型動力ポンプの部(5隊)

●優勝：第5分団第2部

*指揮者：班長 藤田涼大さん

*1番員：班長 小林裕也さん

手当や医療費助成の 手続きはお済みですか

乳幼児、小・中学生、高校生
等、ひとり親、障がい児で、要
件（所得制限等）に該当する場
合は、申請により各種助成が受
けられます。

各種手当

▽児童手当

●対象：高校生年代までの児童
を監護している父、母、養育
者

●手当額（月額）

*0歳～3歳未満（第1子・第
2子）：1万5千円

*0歳～3歳未満（第3子以降）
：3万円

*3歳～高校生年代（第1子・
第2子）：1万円

*3歳～高校生年代（第3子以
降）：3万円

※監護する児童に加え、児童手
当受給者が経済的負担を負っ
ている大学生年代の者のう
ち、年長者から第1子、第2
子：と数えます。

●支給月：4月、6月、8月、
10月、12月、2月（前月分ま
でをまとめて支給）

▽児童扶養手当

●対象：障がいがある20歳未満
か18歳に達する日以後の最初
の3月31日までで、次のいず
れかの状態にある児童（児童
福祉施設に入所している方を
除く）を監護している父、母、
養育者

*父母が離婚した児童

*父か母が死亡した児童

*父か母に重度の障がいのある
児童

*父か母が生死不明の児童

*父か母に1年以上遺棄されて
いる児童

*父か母が裁判所からDV保護

命令を受けた児童

*父か母が法令で1年以上拘禁
されている児童

*婚姻によらず生まれた児童

●手当額（月額）

*全部支給：4万6690円

*一部支給：4万6680円

*第2子以降加算額：全部支給
1万1030円、一部支給1
万1020円

●支給月：5月、7月、9月、
11月、1月、3月（前月分ま
でをまとめて支給）

▽児童育成手当（育成手当）

●対象：18歳に達する日以後の
最初の3月31日までで、児童
扶養手当の対象である児童を
監護している父、母、養育者

●手当額（月額）：1万350
0円（児童1人につき）

●支給月：6月、10月、2月
（前月分までをまとめて支給）

▽児童育成手当（障害手当）

●対象：20歳未満で心身に障が
いがあり次のいずれかに該当
する児童を監護している父、
母、養育者（児童福祉施設に
入所している方を除く）

*愛の手帳1から3度程度まで
の児童

*身体障害者手帳1から2級程
度までの児童

*脳性まひか進行性筋萎縮症の
児童

●手当額（月額）：1万550
0円（児童1人につき）

●支給月：6月、10月、2月
（前月分までをまとめて支給）

▽特別児童扶養手当

●対象：20歳未満で心身に障が
いがある次のいずれかに該当
する児童を監護している父、
母、養育者（児童福祉施設に
入所している方、児童の障が
いを理由とする年金を受給し
ている方を除く）

*身体障害：身体障害者手帳1
から3級程度と下肢4級程度

の一部の児童

*知的障害：愛の手帳1から3
度程度までの児童

*精神障がい：上記と同程度の
障害をもつ児童（自閉症スペ
クトラム症等により日常生活
に著しい制限を受ける場合等）

*複数の障がいの場合、右記の
障がいの程度より軽度な場合
でも該当することがあります。

※受給資格の目安です。所定の
診断書などの判定により、受
給できない場合があります。

●手当額（月額）

*1級：5万6800円

*2級：3万7830円

●支給月：4月、8月、11月
（原則、前月分までをまとめ
て支給）

医療費助成制度

▽ひとり親家庭等医療費助成制
度 医療機関で支払う申請者
と対象児童の医療費を助成

●対象：児童扶養手当の対象者
と同じで、各種健康保険に加
入している方

▽乳幼児医療費助成制度 医療
機関で支払う対象の乳幼児の
医療費を助成

●対象：乳幼児（6歳に達する
日以後の最初の3月31日ま
で）を監護し、各種健康保険
に加入している方

▽義務教育就学児医療費助成制
度 医療機関で支払う対象児
童の医療費を助成します。

●対象：小学校1年生から中学
校3年生までの児童を監護
し、各種健康保険に加入して
いる方

▽高校生等医療費助成制度 医
療機関で支払う対象の高校生
等の医療費を助成

●対象：高校生等を監護し、各
種健康保険に加入している方

▽申請・問合せ こども政策課
手当助成係

あなたの大切な人、
地域を守るために
消防団員募集中